平成２３年（フ）第１５０号
山口市旭通り２丁目３番21号
債務者　渡邉　利男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２３２号
大阪府枚方市上島町19番13―207号
債務者　トランスイメージこと　福田　　修
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８４号
大阪市東住吉区山坂１丁目13番13号　ヴェルドール山坂203号、事業所所在地大阪市東住吉区山坂１―13―13―205号
債務者　ＮＡＧＡＩこと　永井　　公
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４７号
大阪府守口市平代町３番２―205号
債務者　岡松トキ子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７６号
大阪府東大阪市川俣本町４番16号
債務者　東　　新市
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６８号
大阪市西区新町４丁目10番24―1304号
債務者　ＷＩＮＳ（ウインズ）こと　山本　勝喜
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８４号
大阪市旭区大宮１丁目12番８号　アーバンハイツベラミ大宮203、前住所大阪府守口市梅園町９番14号
債務者　藤田かつみ（旧姓阪谷）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９０号
大阪府豊中市岡町北３丁目６番16―203号、前住所大阪府箕面市箕面４丁目８番50号の14
債務者　中村　英樹
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７１号
大阪府東大阪市花園東町３丁目１番56号
債務者　宥下　雅徳
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５００号
大阪市東成区中本２丁目11番37―108号
債務者　大田　竜馬
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６００号
大阪市西成区山王１丁目14番14号
債務者　勉強屋こと　石原　勝也
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３３号
大阪府吹田市岸部中３丁目８番９号
債務者　中村　　護
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６４７号
大阪市福島区玉川１丁目５番２―1301号
債務者　吉本　肥也
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２２号
大阪市住吉区遠里小野１丁目５番２号　美濃マンション201号
債務者　西山　　旻
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３２号
大阪府枚方市出口５丁目35番24号
債務者　田渕　　脩
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９９号
大阪府池田市古江町517番地の２
債務者　武村　淑子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０００号
大阪府池田市古江町517番地の２
債務者　笹川　紗知（旧姓武村）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２３号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号　第２東大阪　村橋マンション301号室
債務者　髙岡　光子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部